



# 自転車道の整備を推進

## 四つの重点路線を中心に行う

3カ力年で113・3kmを設置



### 交通災害共済に加入しよう

#### 1日1円の掛金であなたを守る

共済金は最高50万円 最低2千円

一日1円で交通事故被害者を救済するため、四十三年四月から交通災害共済制度を実施しています。ただし小、中学生については百円とし、各学校で四月にとりまとめて一括加入しています。あなたは加入していますか。また今まで入っている方で一年を過ぎて切り替えをすませない方はいませんか。いつでも切り替えができますので、市役所、支所等にお申込みください。

①共済に加入できる方  
市内に住所のある方は赤ちやんから老人までどなたでも加入できます。

②共済期間  
加入の申込みをした翌日から一年間です。ただし共済期間中は他市町村に転出されたときはその期間だけ無効となります。

③共済金  
・六ヶ月以上の医師の治療をする傷害 五万円  
・三ヶ月以上の医師の治療を要する傷害 十万円  
・死亡 五十万円

④対象となる交通事故  
加入者が車等(道路交通法第三条第八号に規定する車両、汽車、電車)の交通によって事故にあらがいや死亡したとき。  
(自損事故も含みますが、事故証明が必要です)。  
⑤共済金の支払い  
・共済加入者証と印鑑、小學生の加入者証は市役所にありますので不要です。  
・死亡の場合は上記の外に住民票(家族全員と死亡者の除名)一通



**[交通安全教室]**  
市交通安全対策課では「子どもと老人を交通事故から守ろう」と本年度はとくに交通安全教室の回数をふやして各地で開催することにしました。四月中でもすでに十回開き、好評を得ています。

各小学校や公民館にも交通安全教室の開催について積極的に呼びかけています。

## 交通事故白書——大分警察署管内

### 事故原因はわきみ運転がトツブ

国六十三市、九州で十市を国が指定して、自転車利用の安全と便宜のために道路交通環境の整備等を行って、自転車事故の防止と通勤、通学、買物等短距離の交通手段としての利用をはかりうとするものです。

市では国定の要綱に従つてこれを推進するため、自転車安全利用推進協議会を設置して、関係機関と連絡調整しながら、計画書の作成等事業を進めてきました。

この協議会は、市長が会長と

次に計画の内容を簡単に説明します。

目標としては、自動車の渋滞

をしり目に自転車による通勤、

通学等の優位をアピールするこ

とににより、マイカーにかわって

日協議会を開き、計画書を正式に決定しました。

次に計画の内容を簡単に説明します。

目標としては、自動車の渋滞

をしり目に自転車による通勤、

通学等の優位をアピールするこ

③ 昭和49年5月15日 毎月1日・15日発行

## 変更後の新町名（6月1日実施）

県施行の原川地区区画整理事業が完了しました。これに伴い市ではこの地区に新住居表示を六月一日から実施いたします。

という新住居表示にかわります  
市民の皆さん方も六月一日以後、この地区に郵便物等は  
新町名、番号を使用されるよう  
ご協力ください。

住居表示実施の対象となる通  
称町名地区は次のとおりですが  
六月一日からは別表のようにな

(現在の通称町名)  
向原、西原の一部、新高松西  
新高松東、鼻高松、高松の一部  
園の一部、仲西、小池原の一部  
寺崎、上の一部、千歳の一部、  
三川下、三川上、乙津の一部、  
なお、該当地区内で六月一日

以後建物を新築、改築されたときは市自治振興課に戸番取付の申請をしてください。申請用紙は同課に用意しています。

実施は6月1日から

新しい町名にかわります

## 新住居表示の町の区域及びその名称



